

令和2年度 新規加入・増額募集のお知らせ
静岡鉄道グループのみなさまへ

グループ保険

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。
・死亡保障 ・高度障がい保障

チェック
欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 保障内容はニーズに合致していますか。
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。



「団体定期保険」

- 募集期間／令和1年10月29日(火)～11月19日(火)
- 効力発生日／令和2年2月25日(火)

お申込方法

●新規に加入される方は…

「申込書兼告知書」に、必要事項をご記入・押印のうえ、お申込みください。
また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

●契約内容を変更される方は…

「申込書兼告知書」に変更内容をご記入・押印のうえ、ご提出ください。
死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません)。
内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

●現在の契約内容と同じでよい方は…

「申込書兼告知書」の提出は不要です。従来のご加入内容で継続されます。
※年齢群団が変更になる加入者の方は通常、保険料が高くなります。
ご注意ください。保険料をご確認ください。

●脱退される方は…

既に加入されている方で脱退のお申し出をされる方は「申込書兼告知書」のご提出が必要です。

【制度運営および引受保険会社】

当制度は、静岡鉄道株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和1年8月27日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

- 日本生命保険相互会社(50%)(事務幹事会社)
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社(20%)
- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社(13%) 明治安田生命保険相互会社(13%)
- 大樹生命保険株式会社(4%)

【制度内容の変更】

静岡鉄道株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

※「ご相談窓口等」につきましては、7ページをご確認ください。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

グループ保険（団体定期保険）

死亡または所定の高度障がい状態となられた場合、死亡保険金をご遺族に、高度障がい保険金は被保険者にお支払いする1年更新の保険です。

特 徴

1 加入しやすい保険料

団体保険としての割引が適用されたご加入しやすい保険料で死亡・高度障がい状態に対する保障を確保できます。

2 告知によるお申込み手続き

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

3 1年単位で自動更新

ライフイベントに合わせ、毎年保障額の見直しができます。

（ただし、健康状態等によっては、増額できない場合があります。）

4 退職後も継続いただけます

退職後も満75歳まで継続加入が可能です。

（ただし、保険金額は在籍中の加入金額または600万円のいずれか低い金額を限度とし、その後の増額はできません。）

5 配当金を還元

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

（脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。）

6 ご家族もご加入いただけます

ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。

7 当グループ保険は毎月加入できます

制度内容

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本人：静鉄グループの役員・従業員（出向者を除く）の方で新規加入・増額は年齢満15歳以上満70歳以下の方。継続加入は年齢満75歳以下の方。

配偶者：静鉄グループの役員・従業員（出向者を除く）の配偶者の方で新規加入・増額は年齢満16歳以上満70歳以下の方。継続加入は年齢満75歳以下の方。

子ども：静鉄グループの役員・従業員（出向者を除く）の扶養することも（*）で年齢満3歳以上満21歳以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は全員ご加入ください。

（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

ご注意

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者の保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。ただし900万円が上限です。子どもの保険金額は一律300万円です。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、右記の「退職者のお取扱い」とおり継続加入いただくことができます。
- ⑦保険金額限度（在籍者）
年齢50歳6カ月超55歳6カ月以下の方は、3,000万円まで。
年齢55歳6カ月超の方は2,100万円までとします。

保険期間

- 効力発生日から令和3年2月24日までです。以降は毎年2月25日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）

保険料

- 保険料は毎月の給料から控除します。（第1回目は2月給料から）
- 退職者の保険料は年1回所定の口座から振替えます。（引去予定日は2月13日、休日の場合は翌営業日）

毎月加入のお取扱い

- 毎月15日が申込締切日です。

申込日

給料控除

保障が始まります

毎月15日締切



翌月給料控除

翌月25日保障開始

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、2月27日に脱退された場合、2月分保険料をお払込みいただき、3月24日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

税務上のお取扱い

〈保険料〉

- 主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般の生命保険料控除の対象です。
- ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
- ※一般の生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当グループ保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

- 死亡保険金

〈本人〉

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

〈配偶者・子ども〉

本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。
- ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等については、令和1年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

退職者のお取扱い

- 本人は、退職時に加入していた保障額もしくは600万円のいずれか低い金額を限度とし、退職後も年齢満75歳まで継続加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくは600万円のいずれか低い金額を限度とし、年齢満75歳まで継続加入することができます。
- 子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額の保障額で、年齢満21歳まで継続加入することができます。※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
- 現在退職者の方で保険金額100万円まで継続加入されている方のみ保険金額100万円まで更新できます。（保険料については別途ご案内します。）
- 退職者の方の保険料は所定の口座から振替えさせていただきます。
- 制度運営費として年間1,000円を保険料とは別にお支払いいただきます。

おすすめ モデルプラン

Type A

本人28歳

20代の独身の方

- 加入しやすい保険料で、万一の場合に備えることをおすすめします。

グループ保険		
	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料(概算)
本人	1,500万円	男性：1,575円
		女性：1,065円

月払保険料(概算) 男性：1,575円 / 女性：1,065円

Type B

本人41歳(男性) 配偶者38歳(女性)

30代~40代の方 (配偶者さま・お子さま2人)

- ご家族のために保障の確保をおすすめします。
- グループ保険を活用しましょう。

グループ保険		
	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料(概算)
本人	3,000万円	5,220円
配偶者	900万円	1,008円
子ども×2人	300万円×2人	420円

合計月払保険料(概算) 6,648円

Type C

本人55歳(男性) 配偶者53歳(女性)

50代の方 (お子さま独立)

- まだまだ保障の確保が必要な世代です。

グループ保険		
	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料(概算)
本人	1,200万円	4,224円
配偶者	600万円	1,494円

合計月払保険料(概算) 5,718円

Type D

本人60歳(男性) 配偶者58歳(女性)

60歳 退職前世代の方 (夫婦2人)

- 必要保障額の確保をおすすめします。
- 退職後も継続いただけます。

グループ保険		
	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料(概算)
本人	600万円	3,024円
配偶者	600万円	1,878円

合計月払保険料(概算) 4,902円

※当ページに記載の年齢は、④ページ「グループ保険の月払保険料」に対応しております。

グループ保険の月払保険料

<年齢・ライフイベントに合わせてプラン設計ができます。>
 ※年齢群団が変更になる加入者の方は通常、保険料が高くなります。ご注意ください。

【保障額と月払保険料表（概算）】

対 象		<保険料単位:円>											<保険料単位:円>					
		本 人											配偶者					
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		5,000	4,000	3,000	2,500	2,100	1,800	1,500	1,200	900	600	300	900	600	300	こども		
		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	300 万円		
年 齢 群 団	15歳～35歳 (S59.8.26～H17.2.25生)	男性	5,250	4,200	3,150	2,625	2,205	1,890	1,575	1,260	945	630	315	945	630	315	3歳～21歳 (H10.2.26～H29.2.25生)	210円
		女性	3,550	2,840	2,130	1,775	1,491	1,278	1,065	852	639	426	213	639	426	213		
	36歳～40歳 (S54.8.26～S59.8.25生)	男性	6,550	5,240	3,930	3,275	2,751	2,358	1,965	1,572	1,179	786	393	1,179	786	393		
		女性	5,600	4,480	3,360	2,800	2,352	2,016	1,680	1,344	1,008	672	336	1,008	672	336		
	41歳～45歳 (S49.8.26～S54.8.25生)	男性	8,700	6,960	5,220	4,350	3,654	3,132	2,610	2,088	1,566	1,044	522	1,566	1,044	522		
		女性	6,750	5,400	4,050	3,375	2,835	2,430	2,025	1,620	1,215	810	405	1,215	810	405		
	46歳～50歳 (S44.8.26～S49.8.25生)	男性	12,250	9,800	7,350	6,125	5,145	4,410	3,675	2,940	2,205	1,470	735	2,205	1,470	735		
		女性	9,350	7,480	5,610	4,675	3,927	3,366	2,805	2,244	1,683	1,122	561	1,683	1,122	561		
	51歳～55歳 (S39.8.26～S44.8.25生)	男性			10,560	8,800	7,392	6,336	5,280	4,224	3,168	2,112	1,056	3,168	2,112	1,056		
		女性			7,470	6,225	5,229	4,482	3,735	2,988	2,241	1,494	747	2,241	1,494	747		
	56歳～60歳 (S34.8.26～S39.8.25生)	男性					10,584	9,072	7,560	6,048	4,536	3,024	1,512	4,536	3,024	1,512		
		女性					6,573	5,634	4,695	3,756	2,817	1,878	939	2,817	1,878	939		
	61歳～65歳 (S29.8.26～S34.8.25生)	男性					16,086	13,788	11,490	9,192	6,894	4,596	2,298	6,894	4,596	2,298		
		女性					8,652	7,416	6,180	4,944	3,708	2,472	1,236	3,708	2,472	1,236		
	66歳～70歳 (S24.8.26～S29.8.25生)	男性					23,751	20,358	16,965	13,572	10,179	6,786	3,393	10,179	6,786	3,393		
		女性					11,592	9,936	8,280	6,624	4,968	3,312	1,656	4,968	3,312	1,656		
	71歳 (S23.8.26～S24.8.25生)	男性					31,017	26,586	22,155	17,724	13,293	8,862	4,431	13,293	8,862	4,431		
		女性					15,309	13,122	10,935	8,748	6,561	4,374	2,187	6,561	4,374	2,187		
72歳 (S22.8.26～S23.8.25生)	男性					34,293	29,394	24,495	19,596	14,697	9,798	4,899	14,697	9,798	4,899			
	女性					17,031	14,598	12,165	9,732	7,299	4,866	2,433	7,299	4,866	2,433			
73歳 (S21.8.26～S22.8.25生)	男性					38,094	32,652	27,210	21,768	16,326	10,884	5,442	16,326	10,884	5,442			
	女性					19,047	16,326	13,605	10,884	8,163	5,442	2,721	8,163	5,442	2,721			
74歳 (S20.8.26～S21.8.25生)	男性					42,504	36,432	30,360	24,288	18,216	12,144	6,072	18,216	12,144	6,072			
	女性					21,273	18,234	15,195	12,156	9,117	6,078	3,039	9,117	6,078	3,039			
75歳 (S19.8.26～S20.8.25生)	男性					47,712	40,896	34,080	27,264	20,448	13,632	6,816	20,448	13,632	6,816			
	女性					23,688	20,304	16,920	13,536	10,152	6,768	3,384	10,152	6,768	3,384			
75歳 (S19.2.26～S19.8.25生)	男性					53,844	46,152	38,460	30,768	23,076	15,384	7,692	23,076	15,384	7,692			
	女性					26,418	22,644	18,870	15,096	11,322	7,548	3,774	11,322	7,548	3,774			

●「本人」「配偶者」の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和2年2月25日)から適用します。保険料は毎月の給料から控除します。(第1回目は2月給料から)追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は静鉄保険サービス株式会社までご照会ください。保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

●「こども」の保険料は1人あたりの確定保険料です。年齢・性別に関係なく一律表中の金額となります。

●記載の保険料は、確定保険料を含め、令和1年6月24日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●退職者の方は上記保険料とは別途に制度運営費として年間1,000円をお支払いいただきます。

●保険料はご自身の生年月日にてご確認ください。(なお、加入資格の年齢は加入資格欄にてご確認ください。)

●上記年齢が75歳の方は、生年月日によって月払保険料が異なります。ご注意ください。

「申込書兼告知書」に必要事項を記入・押印のうえ、お申込みください。
 (下記参照)記入箇所 ①・②(③)・④～⑦・⑧

希望者グループ保険 (団体定期保険)

申込書兼告知書

1 ニッセイ用 No. 14

日本生命保険相互会社 行 静岡鉄道 株式会社

パンフレット(商品内容の説明)の内容が自身のケース(趣向)に合致することを確認し、加入申請時に通知・交付される書類資料等に記載の重要事項「契約概要」「注意事項」を含む)および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、下記のとおり加入(変更)を申込みます。なお、告知内容は事実と相違ないことを確認しました。

裏面の(お申込みにあたって)をご確認のうえ、下記にご記入ください。

事業所コード	所属コード	被保険者番号	申込日 年 月 日	申込開始日 年 月 日	効力発生日 年 月 日
			011110	011119	020225

家族区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性別	生年月日 年 月 日	申込保険金額	申込印 (告知印)	会社別印	
						個人印	親権者印
本人 主たる被保険者	ニッセイ タロウ	男	480601	2100 1000	印		
配偶者				現在の加入保険金額	印		
子ども				現在の加入保険金額	印		
				現在の加入保険金額	印		
				現在の加入保険金額	印		

本人の死亡保険金受取人	氏名 (カタカナでご記入ください)	続柄	人数
本人の死亡保険金受取人	ニッセイ ハナコ	妻	1
配偶者の死亡保険金受取人	シメタキヒサカシヤ	義母	1

告知欄

⑧ 主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください)】
 ニッセイ タロウ

001 #9000362 QD2 1412001,11,031

① 申込日(告知日)

「申込書兼告知書」記入日の日付をご記入ください。

② 被保険者氏名

カタカナでご記入ください。

③ 配偶者・子ども

配偶者・子どももお申込みの場合はご記入ください。(加入資格のある子どもは全員ご加入ください。)

④ 保険金額

4ページの「グループ保険の月払保険料」表の保険金額の中からご選択のうえ、ご記入ください。配偶者の保険金額は本人の保険金額を超えることはできませんのでご注意ください。すでに加入されている方で記入がない場合は、同額で継続加入とみなします。脱退のお申し出をされる場合は、「0」とご記入ください。

⑤ 本人の死亡保険金受取人

受取人は配偶者および2親等以内の血族の中から1名をご指定ください。続柄は申込書裏面にあります(お申込みにあたって)をご参照のうえ、該当コードをご記入ください。本人の死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません)。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

⑥ 申込印

本人・配偶者各々の印鑑を必ず押印ください。なお、子どもが未成年者の場合、ご本人印(親権者印)を押印ください。

⑦ 訂正の場合

二重線で抹消のうえ、必ず上記「申込印」と同じものを訂正印として押印ください。(ママ印による訂正不可)

⑧ 告知(新規加入または増額の場合)

主たる被保険者が申込者の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。

[1に○印]

申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合

[2に○印※]

1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合

※【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。

別途「被保険者の告知書」をご提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

「申込書兼告知書」提出締切日
 令和1年11月19日(火)

※当「申込書兼告知書」は記入方法用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

グループ保険(団体定期保険)

【死亡保険金】引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(*2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入(*1)のお申込みに際し特にご注意ください。

○引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。

・保険契約者の故意。

・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

○引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。

・被保険者の故意。

・保険契約者の故意。

・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

(*1)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

(*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合に限り、(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

個人情報のお取扱い

〈個人情報の取扱いに関する静岡鉄道株式会社と引受保険会社からのお知らせ〉

この保険契約は、静岡鉄道株式会社(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(静鉄保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのため使用します。

引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体および子会社、他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。

ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL :03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 静鉄保険サービス株式会社
TEL:0120-803-130

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 静岡支社
TEL:054-255-1151

※お問合せの際には、記号証券番号(930-1693)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしていません。)]

・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先はホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

〈「障がい」の表記〉

当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。